

高齢社会に対応した安心居住の推進

現在、各地域においても高齢者・世帯の増加が顕著に現れてきている中、住宅と福祉などとの総合的な住宅政策の展開が必要となっています。

この様な中で国土交通省は、既存の公営住宅における在宅生活支援や福祉サービスの一体的、総合的な提供を支援するための住宅と福祉との体制整備など、高齢社会に対応した安心居住の推進を図るために様々な制度の展開が実施されようとしおり、現段階での情報ですが制度紹介をいたします。

既存ストックを活用した高齢者生活相談所の整備

既存の公営住宅団地において増加する高齢者世帯等の在宅生活を支援するため、公営住宅等の増改築により高齢者生活相談所を整備する費用を補助対象に追加する。

1.目的

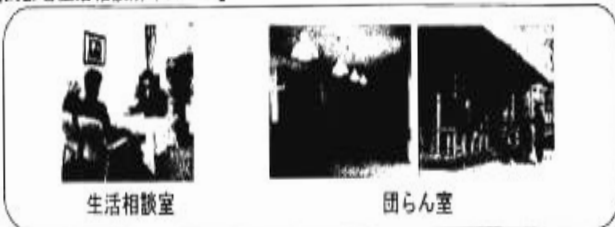
既存の公営住宅団地等における高齢化に対応するため、公営住宅等の増改築により高齢者生活相談所を整備する場合を補助対象に追加し、増加する高齢者単身・夫婦世帯等の在宅生活を支援する。

2.制度拡充の内容

生活援助員（LSA）を派遣するものとして福祉部局との協議を了して整備される高齢者生活相談所であって、既存の公営住宅等の増築又は改築により整備されるものについて、その整備に要する費用を「公営住宅等関連事業推進事業」等の補助対象に追加する。（補助率：国1/2）

なお、対象となる工事は、原則として整備に要する費用が100万円を超えるものに限るものとする。

【高齢者生活相談所イメージ】



公営住宅等と社会福祉施設等の一体的整備の推進

高齢者が多様な介護サービスを適時適切に受けることができる体制の整備を進めるため、公営住宅等と社会福祉施設等との一体的整備費の補助対象となる施設に介護保険法に基づく施設を追加する。

1.目的

高齢社会に対応し、高齢者が多様な介護サービスを適時適切に受けることができる体制の整備を進めるため、福祉施策と連携し、公営住宅等と社会福祉施設等とを一体的に整備する場合の補助対象を拡充する。

2.制度拡充の内容

公営住宅等と社会福祉施設等とを一体的に整備する場合の工事費の増部分に対応した整備費補助額の割増措置について、対象となる施設に介護保険法に基づく施設を追加する。

大規模な住宅地区改良事業等における社会福祉施設の原則化

土地の高度利用や民間活力の活用を図るとともに、生活拠点の形成による少子・高齢化対策を推進するため、大規模な住宅地区改良事業等の実施において、保育所又はデイサービスセンター等の高齢者施設の併設を原則化する。

1.目的

住宅地区改良事業等の実施に際し、土地の高度利用や民間活力の活用を図るとともに生活拠点の形成による少子・高齢化対策を推進するため、大規模な住宅地区改良事業等の実施において、保育所又はデイサービスセンター等の高齢者施設の併設が必要である。

2.制度拡充の内容

住宅地区改良事業、小規模住宅地区改良事業及び改良住宅建替事業（以下「住宅地区改良事業等」という。）のうち、2004年度以降に着手する事業（100戸以上の住宅整備に係るもの）について、原則として保育所又は高齢者施設の併設を行うことを、住宅地区改良事業等に係る国の補助の要件とする。

※公営住宅については、2002年度から既に大規模な建替えに際して社会福祉施設等の併設を原則化

<参考>住宅地区改良事業における社会福祉施設の併設（イメージ）



住宅地区改良事業等における高齢者生活相談所の設置要件の緩和

改良住宅等に居住する高齢者世帯等に対し生活援助員（LSA）による効率的な生活支援サービスを図るため、住宅地区改良事業等における高齢者生活相談所の設置要件を緩和する。

1.目的

改良住宅等に居住する高齢者世帯等に対し生活援助員（LSA）による効率的な生活支援サービスを図るため、住宅地区改良事業等における高齢者生活相談所の円滑な設置を支援することが必要である。

2.制度拡充の内容

住宅地区改良事業、小規模住宅地区改良事業及び改良住宅建替事業について、シルバーハウジング・プロジェクト以外の場合においても高齢者生活相談所の整備に要する費用を補助対象とする。